

やや旧聞に属しますが、昨年10月26日の最高裁判決に、いま話題沸騰中の建設業者すみ分け論に密接に関連する内容が含まれていたことは、あまり知られていません。事案の内容は、四国地方にある村では村内業者で対応出来る工事については村内業者を、そうでない工事の場合のみ村外業者を指名するとした資格審査要綱を定めていましたが、ある建設業者が村外業者として取り扱われて全く指名がないとして、逸失利益等の損害賠償を求めたものです。その業者は、本店所在地は当該村にあり監査役である母親が住んでいましたが、社長ら家族は隣町に居住しており、その敷地内に事務所を設け、他の役員、従業員も村には居住していない状況でした。その建設業者は、村内に本店が所在している以上村内業者であると主張しました。高裁段階では、当該業者が村外業者に当たるといふ判断は合理性があると

時 評 私 評

されていましたが、最高裁の判断は、村が村内業者、村外業者をどのように判定するか客観的で具体的な基準もない等をあげて、むしろ当該業者の主張に沿う判断を示して、高裁に破棄差し戻しをしています。

とはいえ、今回の論点は、村内業者・村外業者の範囲ではなく、村内業者で対応出来る工事は村内業者に、それ

力が重要であることからすると、上記のような運用は合理性を有していたものと認められる」と判示しています（最高裁横尾裁判官の反対意見も同趣旨です）。

これに対して最高裁の判決では、村内業者優先指名の運用は、工事現場に近く現場に関する知識があること、地元経済の活性化に寄与する等の合理性

ことはできない」という判断をしています。そのうえで、村内業者と村外業者が明確に判定できる客観的な基準がないままでの指名運用は、恣意的運用が可能となるものであり、入札契約適正化法、地方自治法の趣旨に反するとしています。

現在の建設業界すみ分け論は、どちらかといえば高裁での地域要件に對す

すると、当然賛成派があればそれに匹敵する反対派も存在するなど、大きな議論を呼ぶことは必至だからです。それにしても、高裁レベルとはいえ、建設業界がかねてより声を高めて主張していた、地域での災害復旧作業での村民と地元建設業者との協力が重要であり、そのための地元業者優先活用は合理性があると認められているところ

です。

最高裁判決にみる 地域要件の是非とすみ分け論

以外は村外業者のみに指名するといふ村の指名の運用方針についてです。この点について、高裁の段階では、村では「村内業者では対応できない工事についてのみ村外業者を指名していたが、村が山間へき地にあつて過疎の程度が著しい上、村の経済にとつて公共事業の比重が非常に大きく、台風等の災害復旧作業には村民と建設業者の協

はあるものの、それらの点は「村内業者と同様の条件を満たす村外業者もあり得るのであり、価格の有利性確保（競争性の低下防止）の観点を考慮すれば、考慮すべき他の諸事情にかかわらず、およそ村内業者では対応できない工事以外の工事は村内業者のみを指名する」という運用について、常に合理性があり裁量権の範囲内であるといふ

理解に立脚しているように思われますが、もし最高裁判決で示されたように厳格に地域要件を解するならば、すみ分けのための具体化は、相当困難であることが理解されると思われます。なぜなら、村内業者・村外業者の定義を単に本店所在地だけではなく、例えば裁判で争われたように名目上の本店の取り扱い等をなんらか明確にしようと

ように困難なことは十分予想されるところですが、明確で合理的な基準に基づき地元業者活用策を進めていくことにならざるを得ないと思われまふ。そのためには、建設業者側においても、目の利益だけではなく、長期的な観点からみたと互いの歩み寄りが不可欠であることはいふまでもないところで

（瞬）